

知りたいことだけ！サクッと著作権セミナー

ここまで使える！著作権

～授業で、研究で～

2020年12月

附属図書館 学術情報サービス課

# 本日の内容

- 最近の著作権法をめぐる動き  
著作権法第35条（授業利用）を中心に
- 授業でできるようになったこと
- 研究における著作物利用

# 授業利用関連の著作権法をめぐる動き

オンライン授業などでの著作物使用許諾手続きの複雑さ・不許可による制限  
→教育のICT化を阻害する要因に

2018年5月 著作権法改正（第35条）

従来でも対面授業では、授業での資料配布などは無許諾で利用可能でした。

改正後は

- 授業目的公衆送信補償金制度が創設されました。
- 学校・大学が文化庁の指定管理団体（SARTRAS）へ補償金を支払うことで、著作物は個別に許諾を得ることなく、オンライン授業で利用可能になります。  
※2020年度は無償とする特例措置（2020.4.28）
- SARTRASは、利用の実績に応じて著作権者へ使用料を配分します。

# 授業で使えるようになったこと

あらゆる著作物について、

- 予習・復習用の資料のメール送信
- オンデマンド授業で講義映像や資料を送信
- リアルタイム配信授業での資料送信 など

授業に関連する資料の**公衆送信**ができます。



Zoomでの配信、学務情報システムでの送信、  
動画での配信やアップロード（※受講者のみに限定）、  
メール添付での送信 …などのことです

# 授業で使えるようになったこと（注意点）

- 使用できる著作物は、国内・海外で公表されたもの。
- 授業の過程で必要な場合（予習、当該の時限、復習）に限られ、直接授業に関係ない場合は該当しない。  
→教授会、FD、サークル活動などは該当しない。
- 著作権者の権利を不当に害することになる場合は、該当しない。  
→教科書や問題集など、市販品を購入せずに済むような形での複製・送信は個別に許諾が必要。
- 受講者に限らず不特定多数が視聴できるような状態での配信は、該当しない。  
→アクセス制限のないHP上での公開や、YouTubeで「公開」の設定でアップロードすることは、個別に許諾が必要。

# 整理すると

想定される使用例	従来	改正後
<ul style="list-style-type: none"><li>対面授業での紙の配布</li><li>対面授業の他の会場への配信での資料の投影</li></ul>	無許諾・無償で可能	そのまま可能
<ul style="list-style-type: none"><li>予習・復習用資料の送信</li><li>オンデマンド授業（録画した動画配信）での資料送信</li><li>リアルタイム配信授業での資料送信</li></ul>	個別に許諾が必要 使用料の支払い	SARTRASへ補償金を支払う ことで利用可能 ※2020年度は無償
<ul style="list-style-type: none"><li>授業以外での複製・配信</li><li>市販の書籍全体の複製・配信</li><li>独習を前提とし販売されている問題集等の複製・配信</li><li>受講する学生に限定しない配信</li></ul>	個別に許諾が必要 使用料の支払い	変更なく個別に許諾が必要 使用料の支払い

# (参考) 著作権者への配分は

- 利用者（先生）から1つ1つの著作物の利用について申告する必要はありません。
- 利用実績を把握する方法として、SARTRASによるサンプル調査が検討されています。  
（後日、大学として協力を求められる可能性あり）
- SARTRASでは、その利用実績調査をもとに著作権者へ使用料の配分を行うものと思われ、配分ができない場合は共通目的事業に使用することです。

# 研究目的での著作物利用

## 特徴

- コンテンツは様々  
(文献資料だけではなく、プログラム、音楽、写真、調査質問票、…)
- 利用許諾の問題
  - 許諾が必要な場合の窓口がわからないことも
  - 許諾までに時間がかかり、手続きが煩雑
  - 利用条件が不透明

## 著作権法では

「研究」という行為に特化した権利制限は存在しない

# 解決の可能性が見込まれる方策

- 権利制限（フェア・ユース）  
主体、目的、資格、成果の公表媒体など、定義づけが必要
- ワンストップ窓口  
授業利用のように簡便な手続きの窓口  
権利情報を集約
- クリエイティブ・コモンズ・ライセンス  
利用に関する著作権者の意思を明示
- 学術論文のオープン・アクセス化
- 学術論文の著作権の帰属先  
掲載論文の多くは投稿時に出版社（学協会）へ著作権が帰属してしまう  
著者による再利用ができるような制度が必要

# 参考文献

1. 岸本織江. オンライン授業を推進する「授業目的公衆送信保証金制度」の施行について. 大学マネジメント. 2020, 16(2), p.18-22.
2. 「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」大学関係者有志. “改正著作権法35条の施行（令和2年4月28日）に関する高等教育関係者向け説明資料”. 一般社団法人国立大学協会. <https://www.janu.jp/news/files/20200512-wnew-chosakukuen.pdf>, (参照2020-11-09).
3. 一般財団法人ソフトウェア情報センター. “研究目的に係る著作物の利用に関する調査研究報告書”. 文化庁. [https://www.bunka.go.jp/tokei\\_hakusho\\_shuppan/tokeichosa/chosakuken/](https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chosakuken/), (参照2020-11-09).
4. 著作物の教育利用に関する関係者フォーラム. “改正著作権法第35条運用指針（令和2(2020)年度版）”. 著作物の教育利用に関する関係者フォーラム. <https://sartra.s.or.jp/wp-content/uploads/unyoshishin2020.pdf>, (参照2020-11-10).

# まとめ

- 2018年の著作権法の改正、2020年の施行により、授業において無許諾で公衆送信ができるようになりました。
- 利用には、著作権者の不当な権利侵害にならないようにするなどの注意が必要です。
- 研究目的での著作物の利用に関する問題も、検討が始まっています。

## 本セミナーに関するお問い合わせ

### ◆ 附属図書館 学術情報サービス課 情報調査係

内線 6219 E-mail [c-sougo@lib.niigata-u.ac.jp](mailto:c-sougo@lib.niigata-u.ac.jp)

### ◆ 地域創生推進機構 知的財産部門

内線 7554 E-mail [onestop@adm.niigata-u.ac.jp](mailto:onestop@adm.niigata-u.ac.jp)